

令和6年10月期恵庭市営住宅入居募集における未決定住戸の取り扱いについて

1. 概要

令和6年10月期市営住宅入居募集において、以下の住戸について当選者辞退等により未決定住戸が発生。

- ①桜町団地 2-205 号～当選者、補欠者 2 名全員が辞退（階段昇降が難しい）
- ②桜町団地 11-404 号～申込 1 名のみ、当選者が辞退（階段昇降が難しい）
- ③寿第一団地 1-404 号～申込 1 名のみ、当選者が辞退（急遽予定が入り入居できない）
- ④恵央団地 4-201 号～住替え専用住戸、申込者なし

※いずれも入居決定を想定していたため住戸修繕済み。

2. これまでの対応

未決定住戸の取り扱いについては、条例及び規則等に特段の定めはないものであるが、従来、入居募集時に未決定住戸が発生した場合は住宅に困窮する方へ速やかに住戸を提供すること及び公平性の観点から随時募集（改めて対象住戸について公募）を実施していたところ。

しかし、未決定住戸については需要が少ないことから随時募集を実施しても申込が無い可能性が想定され、公募の際には一定の周知期間を設ける必要がある等、決定までに時間を要する見込みであることから、令和6年6月期入居募集時には未決定住戸1件について非当選者14名に個別に周知を行い、希望者の中から入居者を選定する方式とした結果、3名からの申込みがあり、うち1名に決定。

3. 取扱い（案）

現在まで、新規募集住戸については一定数の住戸を確保することから、需要が見込める低階層や幅広い地域で募集できることに加えて、比較的状态の良い（修繕コストが低い）空き住戸を選定しているところ。

令和7年2月期新規募集時に修繕できる戸数は、修繕に係る令和6年度の平均単価より10戸程度を見込んでいるが、状態の良い空き住戸の減少及び物価高騰等により修繕可能数の減少が懸念される。

また、修繕済みの住戸を備えることにより、災害等の避難先等として市営住宅を提供する必要がある場合に速やかに対応できることから、令和6年10月期新規募集における未決定住戸については以下のとおり取り扱うこととしたい。

- ・①及び④については需要が見込めることから、令和7年2月期新規募集時に募集する。
- ・②及び③については需要が少ないものと判断し、当面募集せずストックする。